日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人大手前学園
②設置大学名称	大手前大学
③担当部署	総合企画部 総合企画室
④問合せ先	g-ad@otemae.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月30日(理事会等で組織決定した日)
⑥点検結果の公表日	令和7年9月30日(ホームページ掲載日)
⑦点検結果の掲載先 URL	https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html
⑧本協会による公表	● 承諾する ○ 否認する

【備考欄】

様式I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	\circ
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	\circ
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	\circ
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ-Ⅰ.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

_	
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじ
念及び教育目的の明示	めとする多様なステークホルダーに対して明示してい
	ます。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋
の方針」、「教育課程編	を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づ
成・実施の方針」及び	き、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に
「入学者受入れの方	努めています。
針」の実質化	
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割	学長の責務(役割及び職務範囲)、学長の補佐体制(副
の明確化	学長・学部長の役割)及び教授会の役割(学長と教授
	会の関係)等、教学組織の権限と役割を明確にしてい
	ます。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うこと
	を可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的
	かつ効果的な管理・運営に努めています。
実施項目 1 - 1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係	ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・
る取組みの基本方針・	ディベロップメント (SD) に係る基本方針・年次計画
年次計画の策定及び推	を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施して
進	います。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意
針の明確化及び具体性	見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデン
のある計画の策定	スに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込んで
	います。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を
管理	把握するとともに、必要に応じて計画の修正を行って
	います。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な
材の育成	社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会
	を提供しています。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官
推進	学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知
	の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めていま
	す。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明	
多様性を受容する体制	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、	
の充実	教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に	
	努めています。	
実施項目2-2②	説明	
役員等への女性登用の	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点か	
配慮	ら、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。	

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事
明確化及び選任過程の	長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保
透明性の確保	しています。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評
確保及び評議員会との	議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運
協働体制の確立	営の透明性を確保しています。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習
修機会の充実	得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報
	提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

が こ	
実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視
選任基準の明確化及び	し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明
選任過程の透明性の確	性を確保しています。
保	
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監
内部監査室等の連携	査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計
	画・結果等について、情報共有・意見交換を行ってい
	ます。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援す
修機会の充実	るための情報提供・研修機会の確保・充実に努めてい
	ます。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮
性・構成割合について	し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合
の考え方の明確化及び	の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を
選任過程の透明性の確	確保しています。
保	
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にす
の確保及び理事会との	るとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制
協働体制の確立	を確立し、運営の透明性を確保しています。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得でき
研修機会の充実	るように、新任・外部を含む評議員に対する情報提
	供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	事象に応じた危機管理マニュアルを整備するととも
整備及び事業継続計画	に、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧の
の策定・活用	ための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透
	させています。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的
制整備	に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為
	に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整
	備しています。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	学校教育法施行規則、私立学校法等の法令に定められ
方針の策定	た公表の基準に基づき、公表に努めています。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を
理解促進のための公開	常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努
の工夫	めています。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	

私立大学ガバナンス・コード<第2.0版> 「点検結果報告書」

①法人名称	学校法人大手前学園
②設置大学名称	大手前短期大学
③担当部署	総合企画部 総合企画室
④問合せ先	g-ad@otemae.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月30日(理事会等で組織決定した日)
⑥点検結果の公表日	令和7年9月30日(ホームページ掲載日)
⑦点検結果の掲載先 URL	https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html

様式I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	\circ
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	\circ
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	\circ
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ-Ⅰ.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

_	
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじ
念及び教育目的の明示	めとする多様なステークホルダーに対して明示してい
	ます。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋
の方針」、「教育課程編	を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づ
成・実施の方針」及び	き、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に
「入学者受入れの方	努めています。
針」の実質化	
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割	学長の責務(役割及び職務範囲)、学長の補佐体制(副
の明確化	学長・学部長の役割)及び教授会の役割(学長と教授
	会の関係)等、教学組織の権限と役割を明確にしてい
	ます。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うこと
	を可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的
	かつ効果的な管理・運営に努めています。
実施項目 1 - 1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係	ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・
る取組みの基本方針・	ディベロップメント (SD) に係る基本方針・年次計画
年次計画の策定及び推	を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施して
進	います。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意
針の明確化及び具体性	見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデン
のある計画の策定	スに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込んで
	います。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を
管理	把握するとともに、必要に応じて計画の修正を行って
	います。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な
材の育成	社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会
	を提供しています。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官
推進	学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知
	の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めていま
	す。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、
の充実	教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に
	努めています。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点か
配慮	ら、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事
明確化及び選任過程の	長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保
透明性の確保	しています。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評
確保及び評議員会との	議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運
協働体制の確立	営の透明性を確保しています。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習
修機会の充実	得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報
	提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

が こ	
実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視
選任基準の明確化及び	し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明
選任過程の透明性の確	性を確保しています。
保	
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監
内部監査室等の連携	査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計
	画・結果等について、情報共有・意見交換を行ってい
	ます。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援す
修機会の充実	るための情報提供・研修機会の確保・充実に努めてい
	ます。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮
性・構成割合について	し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合
の考え方の明確化及び	の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を
選任過程の透明性の確	確保しています。
保	
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にす
の確保及び理事会との	るとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制
協働体制の確立	を確立し、運営の透明性を確保しています。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得でき
研修機会の充実	るように、新任・外部を含む評議員に対する情報提
	供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	事象に応じた危機管理マニュアルを整備するととも
整備及び事業継続計画	に、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧の
の策定・活用	ための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透
	させています。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的
制整備	に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為
	に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整
	備しています。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	学校教育法施行規則、私立学校法等の法令に定められ
方針の策定	た公表の基準に基づき、公表に努めています。
実施項目 4 - 1 ②	説明
ステークホルダーへの	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を
理解促進のための公開	常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努
の工夫	めています。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	